

# 厚生委員会陳情説明資料

令和2年2月27日

件名	頁
1 受理番号2 ケアプランの有料化は行わないことを国に求める意見書の提出を求める陳情	2

(福祉部)

件名	受理番号2 ケアプランの有料化は行わないことを国に求める意見書の提出を求める陳情
所属部課	福祉部高齢者施策推進室介護保険課
陳情の要旨	ケアプランの有料化は行わないことを国に求める意見書の提出をしてください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 ケアプランについて ケアプランとは「ケアマネジャーがケアマネジメントの一環として作成する、介護サービス等の提供についての計画」のことであり、居宅介護（介護予防）サービス計画ともいう。要介護者等は、ケアプランに基づき居宅サービス等の提供を受ける場合、1～3割の自己負担を払うことでサービスを受けることが可能となる。</p> <p>2 厚生労働省社会保障審議会介護保険部会における論議  (1) ケアマネジメントは、要介護者等が積極的にサービスを利用できるよう、制度創設時から10割給付のサービスと位置づけられてきた。  (2) 他方で、ケアマネジメントに関する給付の在り方については、平成22年の「介護保険制度の見直しに関する意見」において、利用者負担について言及され、これまでの社会保障審議会介護保険部会等においても賛否両論の議論がなされてきたところである。  (3) 今般、令和元年12月27日開催の第89回社会保障審議会介護保険部会においてとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「ケアマネジメントに関する給付の在り方については、利用者やケアマネジメントに与える影響を踏まえながら、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現や他のサービスとの均衡等幅広い観点から引き続き検討を行うことが適当である。」</p> </div> <p>なお、賛否両論併記された意見は次のとおり。  ア 見直しに慎重な立場からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料だからとサービス利用をやめてしまう人が出ないように、今後も10割給付を維持していくべき。</li> <li>・ 入口での利用控えが危惧される。</li> <li>・ 介護保険制度においてはケアマネジメントにより自立支援の調整が図られてきており、今後単身世帯の増加や年金水準の低下も懸念される中では、相談支援でインフォーマルサービスにつなげることも必要となる。ケアマネジャーは保険者の代理人、市町村の代わりを担う立場とも言え、利用者負担を求めることになじむのか疑問。現行給付を維持することが適当。</li> <li>・ 利用者や家族の言いなりにならないか、セルフケアプランが増</li> </ul>

加し自立につながらないケアプランとならないかなどの課題を踏まえた上で、質の高いケアマネジメントの実現等の観点から慎重に検討すべき。今が適切な時期か否か冷静に見極める必要がある。また、障害者総合支援法における計画相談支援との整合性に鑑み、利用者負担の導入は慎重に検討すべき。

イ 見直しに積極的な立場からの意見

- ・ 社会保険料の負担増により中小企業や現役世代の負担は限界に達しており、制度の持続可能性を確保するため、見直しを確実に実施すべき。見直しを行わない場合には、その要因と対応策を検討するなど、見直しに向けた道筋を示すべき。
- ・ 能力のある人には負担していただくことも重要であり、見直しが必要。ケアマネジャーの処遇改善を図るのであれば財源を確保するために利用者負担を導入すべき。
- ・ 介護保険制度創設から約20年が経ち、サービス利用も定着する中、他のサービスでは利用者負担があることを踏まえ見直すべき。
- ・ 現役世代の理解、利用者本位のケアプラン作成、質の高いケアマネジメントの観点から、利用機会の確保の点には留意しつつ、見直しを実施すべき。

3 報道について

今回の社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を受け、新聞等ではケアプラン有料化見送り等、介護保険制度改正全体については「小幅な見直し」と報道された。

4 ケアプランに関する足立区の現状

居宅介護支援費は、要介護認定（新規・更新）時のケアプラン作成の他、現在提供されているサービスが適切かを確認するモニタリング（月一回）等も含まれるため、毎月一回の支出を行っている。なお、ケアプラン作成時や月一回のモニタリング等においてもかかる費用は同じである。

平成30年度実績 金額 2,978,127千円  
 件数 205,698件  
 (月額平均金額 14,478円)

【参考】居宅介護支援費（月額）

要介護度	単位	単価	月額
要支援1、2	431	11.4	4,913
要介護1、2	1,057		12,049
要介護3～5	1,373		15,652

※新規でケアプランを作成する際は、初回加算（300単位）も算定

問題点等

今後の議論を踏まえ、令和3年度の介護保険報酬改定を注視していく。